

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、県営土地改良事業（県営農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業（山田地区））計画を平成19年2月26日変更した。

その関係書類を綾川町土地改良課において平成19年3月20日から同年4月9日まで縦覧に供する。

平成19年3月13日

香川県知事 真 鍋 武 紀